

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和4年8月1日(2022.8.1)

【国際公開番号】WO2020/025699  
 【公表番号】特表2021-531771(P2021-531771A)  
 【公表日】令和3年11月25日(2021.11.25)  
 【出願番号】特願2021-503093(P2021-503093)  
 【国際特許分類】

A 2 4 C 5/18(2006.01)

A 2 4 C 5/01(2020.01)

【F I】

A 2 4 C 5/18

A 2 4 C 5/01

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年7月8日(2022.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コアをウェブ材料内に巻くことによって実質的に円筒状の巻かれた要素を形成するための巻き付け機構の中のガルニチュールベッドを再構成する方法であって、前記巻き付け機構が、前記ウェブ材料を乗せるための前記細長い形成チャンネルの前記長さに沿って延びる搬送ベルトを支持するための細長い形成チャンネルを有する再構成可能なガルニチュールベッドを備え、かつ前記細長い形成チャンネルが細長い開放側を有し、

前記ガルニチュールベッドが、基部部材と、前記細長い形成チャンネルが提供された、かつ前記基部部材に取り外し可能に接続された交換可能な形成チャンネルライナーとを備え、また前記形成チャンネルライナーを取り外すこと、および交換することを含み、

かつ前記交換可能な形成チャンネルライナーが、前記摩耗した搬送ベルトを補うように形作られている別の交換可能な形成チャンネルライナーと交換される、ガルニチュールベッドを再構成する方法。

【請求項2】

前記ガルニチュールベッドの再構成が、より狭い形成チャンネルを提供することを含む、請求項1に記載のガルニチュールベッドを再構成する方法。

【請求項3】

前記巻き付け機構が、

前記巻かれたコア、コア、およびウェブ材料のうちの少なくとも一つに摺動可能に接触するために、前記細長い形成チャンネルの前記細長い開口側に隣接して提供された、かつこれに沿って延びる細長いシュー、を備え、

前記方法が、

前記細長いシューが、前記細長い形成チャンネルの長さに対して横断方向の前記ガルニチュールベッドに向かう移動のために構成されていることと、

前記ガルニチュールベッドが、前記細長い形成チャンネルの長さに対して横断方向の前記細長いシューに向かう移動のために構成されていることと、のうちの一方または両方を含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

20

30

40

50

前記ガルニチュールベッドまたは前記搬送ベルトのうちの一つ以上の完全な取り外しを必要とする事のない前記ガルニチュールベッドの再構成の工程をさらに含む、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のガルニチュールベッドを再構成する方法。

【請求項 5】

前記シューの完全な取り外しを必要とする事のない前記ガルニチュールベッド再構成の工程をさらに含む、請求項 3 に記載のガルニチュールベッドを再構成する方法。

【請求項 6】

前記交換可能な形成チャンネルライナーが別の交換可能な形成チャンネルライナーと交換され、かつ前記搬送ベルトがさらに使用されうる、前記ガルニチュールベッドの再構成の工程をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のガルニチュールベッドを再構成する方法。

10

【請求項 7】

前記交換可能な形成チャンネルライナーが、より小さい直径形成チャンネルを有する別の交換可能な形成チャンネルライナーと交換される、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のガルニチュールベッドを再構成する方法。

20

30

40

50